

第2章 特掲診療料 第10部 手術 第1節 手術料 第7款 胸部
K476-5 乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）

K476-5 乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）	15,000点
------------------------------	---------

「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」（令和6年3月5日 厚生労働省告示第57号）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

（令和6年3月5日 保医発0305第4号）

告示	通知
<p>注1 フュージョンイメージングを用いて行った場合は、フュージョンイメージング加算として、200点を所定点数に加算する。</p> <p>注2 放射性同位元素及び色素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場合又はインドシアニングリーンを用いたリンパ節生検を行った場合には、乳癌センチネルリンパ節生検加算1として、5,000点を所定点数に加算する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。</p> <p>注3 放射性同位元素又は色素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場合には、乳癌センチネルリンパ節生検加算2として、3,000点を所定点数に加算する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。</p>	<p>乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）は、術前診断において Stage 0 又は IA で、腫瘍径 1.5 センチメートル以下の乳腺悪性腫瘍の患者に対して、関係学会の定める指針を遵守して実施した場合に限り算定する。なお、ここでいう 1.5 センチメートルとは、ラジオ波による焼灼範囲ではなく、腫瘍の長径をいう。</p>